

請願番号	請願第11号	受理年月日	平成20年12月4日
請願の件名	<p>(要旨) 障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願書</p> <p>(理由)</p> <p>2005年10月31日に採決され、2006年4月から施行された障害者自立支援法が来年3月で3年の見直しの時期を迎えようとしています。</p> <p>障害者自立支援法は、障害者の自立支援と公平な負担を名目に施行されました。しかし、その内容は、障害の重い人ほど負担が重くなる応益負担となっており、また、障害者がわずかな工賃を稼ぐのにも利用料を払わなければならなかったり、障害程度区分3以下の障害者が施設に入所できなくなったり、施設を利用できなくなるなど、障害者の自立どころか自立阻害法だといわれています。</p> <p>また、障害者施設への国からの報酬が引き下げられただけでなく、報酬が日割り制度となり、施設経営が危機的状況となっています。</p> <p>昨年末に与党のプロジェクトチームの抜本的改善案も出されましたが、残念ながら、来年の見直しにむけて、現在、行われている厚生省社会保障審議会障害者部会での審議の状況は、障害者とその家族が望むような抜本的改善には程遠い審議状況であります。</p> <p>私たち障害者諸団体も抜本的改善を求めて請願署名を取り組み、10月31日には、東京・日比谷野外音楽堂で各党の代表も参加して、抜本改善を求める集会や行進も行われるなど、必死で改善を訴えているところです。</p> <p>つきましては、貴県議会におかれましても、障害者自立支援法の抜本的改善をめざし、下記の事項について、政府に意見書を提出して下さるよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1、障害者が生きるための介護（サービス）への一割負担をやめ「応益負担」は撤廃すること。</p> <p>1、障害者を施設から追い出し、施設利用を制限する「障害程度区分」は、抜本的に改善し、一人ひとりにあった支援策を確立すること。</p> <p>1、障害者施設への報酬単価を引き上げ、報酬の日割り制度をあらため、元の月割り制度に戻し、施設の経営を守ること。</p>		

	1, 医療費への一割負担は撤廃し、障害児には、児童福祉法を適用すること。
紹介議員	外山 良治 十屋 幸平 宮原 義久 井上 紀代子 前屋敷 恵美 武井 俊輔 河野 哲也
摘要	